

第21回

弁護士からみた
環境問題の深層

内藤 丈嗣

森原憲司法律事務所 弁護士／
日本CSR普及協会 環境法専門委員会委員自然関連リスクに関する情報開示が
企業の法務に与える影響

昨年発足した自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）は、現在、自然関連リスクに関する情報開示フレームワークを公開し、来年に予定する最終勧告に向けて議論が進められている。

将来、TCFDと同様に、TNFDに従って自然関連リスクに関する情報を開示することが義務づけられる場合を想定すると、各企業は、法務の観点からも対応が必要になると考えられる。

はじめに

世界経済フォーラムのグローバルリスク報告書2022年版によると、世界的専門家らを対象としたグローバルリスク意識調査（GRPS）において、「生物多様性の喪失」は、今後最も深刻な世界規模のリスクとして、「気候変動への適応（あるいは対応）の失敗」「異常気象」に次ぐ3位にランクインしている。

生物多様性の保全・再生は、気候変動対応と並び、国際的な喫緊の課題*1として具体的な取り組みが始まっており*2、昨年開催の生物多様性条約締約国会議において取りまとめられた昆明宣言は、2030年までに生物多様性の現在の損失を回復させ生物多様性が回復軌道に乗ることを確実にするための生物多様性枠組を策定する旨宣言したが*3、これを実施するためには、経済活動の担い手である企業が、中心となって、生物多様性の保護・再生に取り組む必要がある。それを後押しする一つの有力な手段が企業の情報開示である。

気候変動については、日本においても、2021年6月のコーポレートガバナンスコードの改定と、2022年4月の東京証券取引所の市場区分再編により、プライム市場上場会社を対象に、気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）またはそれと同等の枠組みに従って気候変動リスクに関する情報を開示することが義務づけられた。

他方、生物多様性についても、気候変動と同じ枠組みによる議論が始まっている。具体的に、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）が2021年7月に発足し、本年3月、自然関連リスクに関する情報開示フレームワーク（以下、「TNFD提言書案」という）の最初のベータ版を公開し、本年6月にはベータ2版を公開しており、2023

年9月に予定される最終勧告に向けて議論が進められている*4。

本稿では、TNFDの議論を紹介しつつ、今後、自然関連リスクに関する情報開示が企業に与える影響について、法務を中心に、考察してみたい。

1. 生物多様性と企業の情報開示

1.1 生物多様性とは

生物は多様である。地球上には多様な種の生物が存在し、同種であっても全く同じ個体は存在しない。この地球上に自分と全く同じ人間は存在しないのである。

地球上の環境は多様である。生物は、この多様な環境に適応し、生育可能な場所を拡大する過程で多様化してきたといえる。生物は環境を変えて生育可能な環境を作り出すとともに、新しい環境に適応する新たな種を進化させることにより、生物多様性を高めてきたということである*5。

我々が普段から主食として米を食べパンを食べられるのは生物多様性のおかげであり、四季折々旬の食材を手に入れて多種多様な料理を楽しめるのも生物多様性のおかげである。我々が木綿・絹・ウール・革と様々な素材の衣服を着用できるのは生物多様性のおかげである。我々が木造の家屋に居住できるのも、鉄筋コンクリートの建物に居住できるのも生物多様性のおかげである。我々の知的満足を満たしてくれる書物や楽器も生物由来であり生物多様性のおかげである。通信や運輸（交通手段）は石炭・石油・天然ガスなどのエネルギーに依存するが、エネルギーの多くは過去の多くの生物が作ったものであることから、生物多様

性のおかげといえる。薬の多くは植物やカビ・細菌などが由来であり、我々が健康でいられるのは生物多様性のおかげともいえる*6。

このように、人間の生活は生物多様性に根底から依存しており、世界経済フォーラムの研究によると、世界の総GDPの半分以上に相当する44兆米ドルもの経済的価値創出が、自然そのもの、及び自然がもたらすサービスに中程度から高程度依存しているとされている*7。

1.2 生物多様性の消失と経済活動

しかし、人間の生活に不可欠の生物多様性が、人間の手によって、未だかつてない速度で失われている。具体的には、毎年、全種数の0.01%から0.1%が絶滅していると推測されている*8。まだ知られていない生物も含めた地球上の総種数は、大体500万から3,000万種の間という説が多いようであるが*9、仮に現存する種が最少の500万種としても、毎年500から5,000種、1日あたり1~13種が絶滅している計算になる。地球の長い歴史の中では大量絶滅が何回か起きているが、恐竜が絶滅した約6,500万年の絶滅速度は年に0.001種（1,000年に1種）だといわれており、これと比較すれば、今日、多くの種が途轍もないペースで絶滅し、生物多様性が消失していることがわかる。この絶滅速度は、新種の形成速度を上回っており、このままでは、次の世紀までに鳥類の12%、哺乳類の25%、両生類の32%が絶滅すると危惧されているが、近代以降の絶滅の7割は開発等人間の経済活動によるものだと考えられている*10。

1.3 企業の責任と情報開示

日本は1993年生物多様性条約を締結して環境基本法を制定し、海洋の汚染、野生生物の種の減少など生物多様性の消失の事態に係る保全を重要な課題と位置づけ、2008年には生物多様性基本法を制定するなど、国家戦略として生物多様性の保全・再生に取り組んでいるが、経済活動が生物多様性や自然に及ぼす悪影響は加速度的に高まっている点に鑑みると、生物多様性や自然破壊の主たるプレーヤーである企業自身が対処し、自らの手でこれを解決する責任を負っているとみえる。それを後押しする一つの有力な手段が自然関連リスクに関する企業の情報開示であり、かかる情報開示の仕組みとして位置づけられるのがTNFD提言書案である。

2. TNFD提言書案について

2.1 TNFD提言書案の概要

TNFD提言書案は、自然が世界経済を支え、世界経済が自然に大きく依存していることを大前提として、企業において、まず自然との接点を確認し、サプライチェーンや企業価値が自然にどのように依存し影響を与えるかを診断したうえで、自然関連のリスクと機会を十分に評価し、これを開示するというアプローチを採用しており、TNFD提言書案は、

- ①「自然を理解する」ために、自然、依存関係と影響、リスク、機会などの基本的な概念に関する定義
- ②TNFDの開示勧告案
- ③自然関連リスクと機会の評価アプローチ：LEAP案等から構成されている。

2.2 「自然を理解する」ためのTNFD提言書案の定義

(1) 自然について

TNFDは、自然について、人間を含む生物の多様性、並びに、生物同士及び生物と環境の相互作用に重点を置いた、自然界を意味すると定義し、大気・淡水・陸・海の4つの領域を主要な構成要素としている。

また、自然資本について、人間に利益の流れを与えるために組み合わせる再生可能及び再生不可能な天然資源（植物・動物・空気・水・土壌・鉱物等）のストックと定義づけ、生物多様性については、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなるを問わない。）の間の変異性を意味し、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含むものと定義づけしている*11。

これらの各概念の関係はわかりづらいが、TNFD提言書案をもとに筆者の理解を図示すると次のようになる（図1）。

すなわち、自然を構成する大気・淡水・海・陸という4つの領域が組み合わせられて環境資産・自然資本という人間に利益をもたらす原資たる資産・資本を形成し、この資産・資本を原資として生態系サービスを提供し、ビジネスと社会に利益をもたらす仕組みとして自然界を捉えており、4領域が組み合わせられ環境資産・自然資本として機能するための土台・支えとなるのが生物多様性であると解される。

一例を挙げると、生物多様性を土台として、生態系や水資源・土壌などの環境が、ミツバチなど多種多様な受粉交

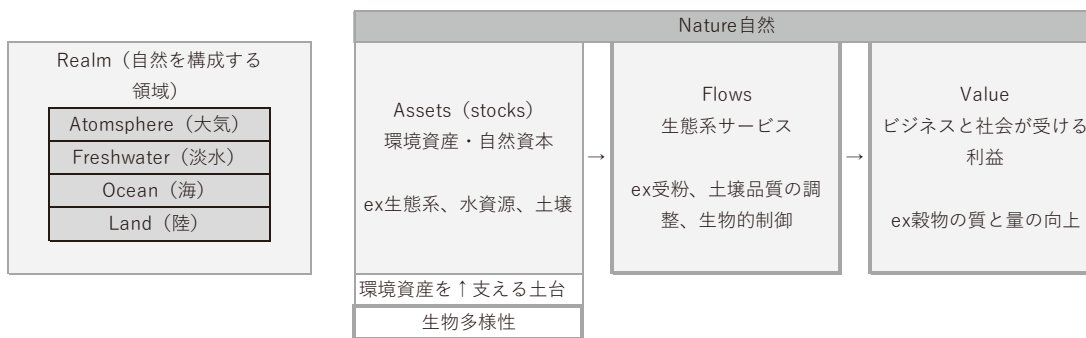


図1 自然の定義

配者の生息を可能とする多種多様な生息地を提供すれば、受粉交配者の種類も数も増えるとともに、多様な受粉交配者が提供する受粉サービスによって、多種多様な穀物の生産が、量においても、質においても向上するという価値をもたらしてくれることになるが、農薬の使用等によって土壌や水資源が劣化し、顕花植物が減少したような環境においては、受粉交配者の種類も数も減少し、受粉サービスの質も量も低下する結果、穀物の生産量は質も量も悪化するということになる。

(2) 依存関係と影響について*12

企業は環境資産や生態系サービスに依存する一方で、環境資産や生態系サービスに影響を与える存在である。TNFD提言書案は、企業の現在の自然との依存関係や自然に対する影響が、潜在的に、当該企業の中長期的リスクと機会を生み出す可能性があると考えており、依存関係と影響を特定し分析する必要性を説いている。

TNFD提言書案は、自然関連の依存関係と自然への影響は場所固有であるとして、場所を重視する。言うまでもなく、自然や生物多様性は地域によって異なることから、複雑なサプライチェーンや多くの地域で活動する企業にとって、どの場所で活動しているかによって、自然への依存関係も、自然への影響も、異なるからである。チョコレートを製造販売する製菓会社はカカオ作物の受粉サービスに利用する昆虫に依存していることから、その個体数の減少によって、カカオの収穫量と品質が低下する可能性があるが、ここでは、減少する昆虫の個体数と、製菓会社がカカオを栽培する場所との関係が、依存関係を分析するうえで最も重要となるというのが一例である。

(3) リスクについて

TNFD提言書案は、自然や生物多様性の喪失が企業にもたらすリスクを、物理的リスクと移行リスク、そして、両リスクの相互作用により発生するシステムリスクに3分類している。

TNFD提言書案をもとに筆者の理解を図示すると次の

ようになるが(図2)、留意すべき点は、これらのリスクの間には密接な関係がある点である。

例えば、企業が開発によって沿岸の湿地帯を除去することにより、洪水や暴風雨の被害を緩和する役割*13を果たす沿岸のインフラを喪失させる物理的リスク(急性リスク)を生み出すとともに、かかる開発が違法であれば法的な規制や制裁を受ける政策・法規制リスクや、消費者からネガティブに受け取られるレピュテーションリスクなどの移行リスクを生み出すことになる。さらに、沿岸の湿地帯の除去の規模が大きければ、もはや回復不能なレベルまで生態系の崩壊を招き、その地域やその地域の産業全体が洪水や暴風雨による災害から無防備となるシステムリスクをもたらすことになる。

(4) 機会について

自然関連リスクは、企業に対してリスクをもたらす一方、機会をもたらす。TNFD提言書案は、機会の例として、次の5つを挙げる(図3)。

2.3 TNFD開示勧告案の内容

TNFD開示勧告案は、TCFD開示勧告と整合しTCFD開示勧告に追加されるように設計されており、TCFDの構造・内容・言語がTNFDにも使用されている。

具体的に、TNFD開示勧告案も、TCFD開示勧告に倣って、次の図4のとおり、4分野12項目を開示対象としている*14。

2.4 自然関連リスクと機会の評価アプローチ：LEAPについて

TNFD提言書案の一つの特徴は、企業や金融機関内部における自然関連リスクと機会の評価をサポートするためのガイダンス案LEAPを公表した点である。これは、企業・金融機関において、まず自然との接点を確認し(Locate your interface with nature)、自然への

リスクの種類	分類	例		リスクの種類	分類	例
Physical Risk 物理的リスク	Acute Risk 急性リスク	沿岸の湿地帯の喪失により、暴風雨による自然災害の頻発	→	systemic risk システミック リスク	ecosystem collapse 生態系の崩壊	沿岸の湿地帯の喪失により生態系の崩壊が臨界点に達し、地域全体・地域の産業全体が暴風雨による自然損害に無防備となるなど、重要な生態系がもはや機能しないリスク。
	Chronic Risk 慢性リスク	受粉サービスの減少を原因とする穀物生産高の減少			aggregated Risk 集合体のリスク	自然喪失の根本的な影響が複数のセクターにまたがる物理的リスクと移行リスクをもたらす。
Transition Risk 移行リスク	Policy&Legal Risk 政策・法規制リスク	土壌の保全の強化のための規制や政策の導入	→		contagion 伝染	自然関連リスクによる個々の金融機関の経営難が金融システム全体に波及するリスク。
	Technology Risk 技術リスク	自然資本への影響や生態系サービスへの依存の少ない製品・サービスへの代替				
	Market Risk 市場リスク	消費者・投資家の嗜好の変化による需要と供給、ファイナンスの変化				
	Reputation Risk レピュテーションリスク	自然の喪失を招く企業に対する社会や消費者の認識の変化				

図2 自然喪失リスクの例

Resource efficiency 資源の有効活用	自然資源への依存を削減した、より効率的なサービス・プロセスの活用
Markets 市場	自然資源への依存を減らした製品・サービスや、グリーンソリューションの開発
Financing 金融	生物多様性（グリーン） ファンド・ボンド・ローンの利用
Resilience 回復力	異なる種子の利用など、生物多様性に関わる資源利用の多様化 生態系の回復を目的とする新ビジネスなど、生物多様性に関わる企業活動の多様化
Reputation レピュテーション	自然関連リスクに取り組む先見的な経営姿勢によりステークホルダーとのポジティブな関係構築

図3 機会の例

依存関係と影響を診断したうえで (Evaluate your dependencies and impacts)、自然関連のリスクと機会を評価し (Assess your risks and opportunities)、これを開示する準備 (Prepare to respond to nature-related risks and opportunities and report) ためのプロセスを示すものである。現状では、初期のプロトタイプに留まるため詳述はしないが、例えば、Lであれば、

「【L1ビジネスフットプリント】 自社の直接の資産とオペレーションがどこにあるか、自社に関連するバリューチェーン（上流と下流）活動はどこにあるのか。」 「【L2自然との接点】 これらのアクティビティが接点を持っているバイオームや生態系はどこか。各地域の生態系の現在の完全性と重要性は何か。」 「【L3優先地域の特定】 自社組織が生態系の完全性が低い、生物多様性の需要性が高い、およ

	ガバナンス	戦略	リスク管理	指標と目標
分野	: 自然関連リスクと機会に関する組織のガバナンスを開示する。	: 自然関連リスクと機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼす現実の影響と潜在的な影響を開示する。	: 組織がどのように自然関連リスクを特定し、評価し、管理するかを開示する。	: 自然関連リスクと機会の評価・管理に用いられる指標と目標を開示する。
開示項目	①自然関連リスクと機会に関する取締役会の監視体制について説明する。	③組織が識別した短期・中期・長期の自然関連リスクと機会について説明する。	⑦自然関連リスクを識別し評価する組織のプロセスについて説明する。	⑩組織の戦略・リスクマネージメントに沿って自然関連リスクと機会を評価するために用いられる指標について説明する。
	②自然関連リスクと機会を評価し管理する経営者の役割について説明する。	④組織が識別した自然関連リスクと機会がビジネス・戦略・財務計画に及ぼす影響について説明する。	⑧組織の自然関連リスクの管理プロセスについて説明する。	⑪スコープ1、スコープ2、必要に応じてスコープ3の温室効果ガス（GHG）排出量と関連リスクについて説明する。
		⑤気候変動と自然関連のシナリオを考慮に入れた組織の戦略の回復力（レジリエンス）について説明する。	⑨自然関連リスクを特定・評価・管理するプロセスと組織のリスク管理体制全体との統合状況について説明する。	⑫自然関連リスクと機会を管理するために組織が用いる目標と実績について説明する。
		⑥完全性の低い生態系、重要性の高い生態系、水ストレスがある地域と組織との相互作用について説明する。		

図4 TDFD開示勧告案

び（あるいは）水ストレスがある地域と評価された生態系と相互作用しているのはどこか。」「【L4セクターの特定】どのセクター、事業部門、バリューチェーン、投資対象がこのような優先地域と接点を持っているか。」の4項目を自然との接点を確認するための検討項目として提示しており、Eについては4項目、Aについて5項目、Pについて4項目の検討項目をそれぞれ提示している。

3. TNFDが企業の法務にもたらす影響について

3.1 コーポレートガバナンスコードとの関係

2021年改訂のコーポレートガバナンスコードは、原則2-3「上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。」とし、補充原則2-3①「取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中

長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。」補充原則4-2②「取締役会は、中長期的な企業価値向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらを始めとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的な監督を行うべきである。」と定めるとともに、補充原則3-1③第1段落「上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。」と定めた。

従って、上場会社はサステナビリティを巡る課題について基本方針を定め、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組む、かかる取組みについて適切に開示することが求められているといえる。とするならば、現時点においても、自然への依存度が高い上場会社は、自然関連リスクが自社の事業活動や収益機会に与える影響を精査し、持続的な成長を実現するための基本方針を定めて取り組むとともに、情報開示することが求められているといえる。

ただし、コーポレートガバナンスコードが補充原則3-1③第2段落「特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータ収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。」と定めるに留まることから、自然関連リスクの情報開示は、プライム市場上場会社の明示的な義務とまではなっていない。

もっとも、コーポレートガバナンスコードはこれまで3年に1度の改訂が行われているところ、TNFDの最終勧告が2023年9月に予定されていることから、自然関連リスクの情報開示に関する議論の深まりとともに、次回のコーポレートガバナンスコードの改訂に際し、TNFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示が、プライム市場上場会社の義務として規定されたとしても驚きは無い。

3.2 TNFDによって影響を受ける企業の取り組み

日本においても、すでに多くの先進的企業が生物多様性の保全に取り組んでいるが^{*15}、気候変動に比べると、各企業の主流な取り組みになっているとは言い難い。

将来的に、TNFDによる情報開示が義務づけられるようになった場合、プライム市場上場企業とそのサプライチェーンに組み込まれた各企業^{*16}は、生物多様性に関する取り組みを強化する必要に迫られると予想される。

対象企業においては、TNFDによる情報開示を行う前提として、サプライチェーン全体を対象に、自然への依存関係と影響を調査するためにデュー・デリジェンスを行うなどして、自然関連リスクと機会を管理する体制を整備していく必要がある。特に、自社のビジネスにおいて、自然破壊など負の影響を与える事象が判明した場合には、ステークホルダーから批判を受け、投融資の対象からも除外されるリスクがあることから、生物多様性保全・再生の取り組みを実行に移すとともに、あらためて取引先の選別を行い、自然破壊に関与する取引先との取引関係を解消するとか、生物多様性の保全に関する表明保証条項や誓約条項を契約に盛り込むなどの対応が必要になると予想される。

3.3 生物多様性保全のための環境訴訟について

世界における気候変動訴訟の動向については、久保田修平弁護士が「気候変動と企業の責任」（本誌2022年6月号36～40頁）において詳述されており、「日本においても、神戸・横須賀の石炭火力発電所の差止めのための民事訴訟・行政訴訟等が提起されており、今後、温室効果ガス

を大量に排出する企業については、このような訴訟にさらされるリスクは否定できない。」と指摘されている。生物多様性についても同様の状況が起こり得るのか。

この点、日本における生物多様性保全のための環境訴訟は、公共事業としての開発による生息生育地の破壊について行政の責任を問う行政訴訟や住民訴訟の形を取ることが多かったが、これまでは、原告適格の壁や行政裁量の壁により、請求は認められてこなかった。

自然関連リスクに関する情報開示の流れが定着することにより、生物多様性の喪失に影響を与える企業に対し、訴訟を通じて、不法行為責任など、法的責任を問う試みがなされる可能性もあろう。

しかし、石炭火力発電所運転差止請求にかかる仙台地判令和2年10月28判タ1479号164頁が、傍論で争点整理の結果について次のとおり判示しているとおりに、生物多様性の保持を求める権利にはまだ私法上の権利性は認められないというのが一般的な裁判所の考え方のように思われる。同裁判例が述べているとおり、社会通念の変化によって、将来的に生物多様性保持権なる私法上の権利が実体法上の権利として認められるようになる可能性はあるが、現状においては、訴訟を通じて、企業の責任を問い、生物多様性の保全・再生を図っていくことは難しいと思われる。

〔2〕争点整理の結果

原告らは、差止請求権を発生させる権利につき、①生命、身体を保護法益とする人格権（いわゆる身体的人格権）、②平穏生活権、③人類共通の財産である生物多様性を保持する権利（以下「生物多様性保持権」という。）を主張していた（第3回口頭弁論調書参照）。

このうち、原告主張に係る生物多様性保持権の内容は、自然環境が人類存続の基盤であることなどを踏まえると、社会通念の変化に伴って将来明確になる可能性は一応あるものの、現時点においては、少なくとも私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものと認められるものではなく、当事者双方は、当裁判所の当該判断を前提として、本件においては生物多様性保持権を争点としないこととした。また、原告らは、その後、個別健康被害に基づく身体的人格権侵害を主張しないこととした（令和元年7月24日付け第10準備書面参照）。以上のとおり、本件の争点は、争点整理の結果、平穏生活権侵害に基づく差止請求の可否のみとされた（第8回口頭弁論調書参照）。

3.4 生物多様性保全のための株主権の行使について

このように、現状においては、訴訟を通じて、企業に対して生物多様性の保全・再生を求めていくことは困難と思

われるが、株式を取得し、株主権の行使として、対象企業に対して生物多様性の保全・再生を求めていく動きは活発化する可能性がある。

日本において、生物多様性の分野において、環境NPOらが株式を取得し、株主総会において会社の姿勢について質問し意見を表明したり、株主提案を行ったという例をまだ知らないが、気候変動の分野において、NPO株主らによる株主提案は、すでに珍しくない。

本年6月の定時株主総会シーズンにおいても、筆者の知るかぎり、気候変動関連の株主提案が、三菱商事、三井住友フィナンシャルグループ、東京電力ホールディングス、中部電力、J-POWERの5社においてなされている。

いずれの株主提案も否決されたが、三井住友フィナンシャルグループにおいては、パリ協定目標と整合する中期および短期の温室効果ガス削減目標を含む事業計画の策定開示を行う旨の規定を追加する旨の定款変更議案が27.05%の賛成、J-POWERにおいて温暖化ガス排出量削減に係る事業計画の策定および公表等を行う旨の規定を追加する定款変更議案が25.8%の賛成を得ている。

このように、株主権の行使を通じて企業に直接対策を求める動きは、自然関連リスクに関する情報開示の流れが定着することにより、生物多様性の分野においても、踏襲される可能性が高い。

この点、海外に目を向けると、生物多様性の保全にかかる株主提案が賛成多数により可決された例として、次の2例報告されている^{*17} (図5)。

日本においても、近い将来、生物多様性の保全にかかる株主提案が積極的になされるような時代が到来することを、十分に予測しておいたほうがよい。

ところで、株主総会の議案の賛成率に影響を及ぼすのが議決権行使助言会社の助言であるが、例えば、グラス・ルイスは、環境リスクの管理監督に関し、

「グラス・ルイスは、企業活動における環境・社会に関わる重要なリスクについて、取締役会レベルでの管理・監督を徹底するべきであると考えます。大企業において、重大な管理上の問題があると判断する場合、弊社は当該企業のガバナンスの実施状況を精査し、環境問題または社会的問題の管理・監督に責任がある役員または委員会を特定する。

企業が株主価値を損なうような環境・社会リスクに対する不適切な管理・監督状況、またはリスク軽減に対して適切な対応を怠っていたことが明らかであり、そのような誤った管理体制が株主価値を脅かす場合、グラス・ルイスは、環境・社会リスクの管理・監督責任があると判断した役員に対して反対助言を行う。環境・社会リスクに対する明確な取締役会の管理体制が構築されてい

い場合、弊社が責任があると判断した役員に対して反対助言を行う。ただし、グラス・ルイスがそのような助言判断をする際には、株主価値への影響、そして、企業による是正措置や、その他の対応内容等を慎重に精査し、最終的な助言判断をする。」^{*18}

と、議決権行使助言方針を明らかにしている。

将来的に、自然関連リスクの適切な対応を怠り企業価値を毀損した企業においては、当該事業・分野の担当取締役や内部統制整備に責任を負う取締役らが善管注意義務違反による直接責任を問われないまでも、役員再任議案について、議決権行使助言会社が反対助言を行い、再任を否決されるという形で責任を負わされる事態も想定される。

このように考えると、今後、企業にとっては、日頃から、環境NPO株主らと対話し、生物多様性の保全・再生に対する自社の取組みを開示して理解を促す努力とともに、株主側の考えや意見を聞き、その動向を把握することが、非常に重要な企業活動となろう。

4. まとめ

生物多様性の損失がグローバルリスクと認識される中、企業において、自然関連リスクと機会を把握し、取組みを推進する必要性が高まっているが、将来的に、TNFDによる自然関連リスクの情報開示が義務づけられた場合、法務の観点からも、多々対応すべき事項が発生する可能性がある。

これらの多くは、企業のコンプライアンス・内部統制の問題として、取締役が善管注意義務に基づき主体的に対応することを要する事項と考えられることから、弁護士など法務の専門家にも相談しながら、対応していく必要がある。

企業名	Bunge Limited
業種	Food Products
議案提出年	2021
議案要旨	ブラジルのアマゾン・セラード地域において、バンジ社の大豆のサプライチェーンにおける原生植物の農地への転換を排除する取り組みの推進について報告することを要請
提案者	Green Century Capital Management、Storebrand Asset Management
取締役の見解	賛成
賛成率	98.88%
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・アマゾン・セラード地域において、大豆生産は、原生植物の農地転換により、森林減少の主たる原因となっている。 ・同社は、2015年以降、少なくとも48,725ヘクタールの森林減少と2020年の16,942件の火災に関与しているとされている。 ・同社は、ブラジル・アマゾンの伐採された土地で栽培された大豆の購入をやめるという業界全体の合意である「ソイ・モラトリアム」に参加している一方、森林破壊の進む、アマゾンに隣接するセラード地域での同様のマルチステークホルダー協定には参加していない。 ・投資家は、サプライチェーンの不安定化、資本へのアクセス制限、規制やマーケットリスクを懸念。 ・株主総会后、同社は、2021年5月26日にNon-Deforestation Reportも含む、2021 Global Sustainability Reportを公表。のちに「Deforestation-free in our supply chains by 2025」の実現に向けた取り組みとして、南米での大豆生産やその他パーム油についても、かなり高いト レーサビリティレポートを報告した。
企業名	Procter & Gamble Co.
業種	Industry Household Products
議案提出年	2020
議案要旨	サプライチェーンにおける森林破壊と森林の劣化をなくすための取り組みを推進し、報告するよう要請
提案者	Green Century Capital Management
取締役の見解	反対
賛成率	67.70%
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・同社は森林破壊と森林劣化の主要な要因のひとつであるパーム油と森林パルプを使用している。世界の実質的な炭素吸収源となっている森林からパルプを調達しているとして、115のNGO から指摘を受け、また2020年の森林破壊ゼロのパーム油の目標を達成できなかったことで、ロイターなどの大手メディアから批判された。 ・同業他社は、より強力な森林調達方針を採用・実施している。 ・投資家は、同社は、既存の森林破壊防止の取り組みの実施が遅れており、パーム油供給の3分の1しかRSPO認証を取得しておらず、事業全体で森林破壊や森林劣化へのエクスポージャーを軽減するための包括的な計画も欠けていることを懸念。 ・BlackRock, State Street, Vanguardが、株主提案に賛同した。 ・株主総会后、同社は、2021年4月と6月に森林課題に対する取り組みについてのレポートを公表し「調達する木材パルプの100%が認証されていることを要求する」とし、2022年までにファミリーケアブランドの75%、2030年までに100%認証取得するとした。

図5 株主提案成功事例

- * 1 GRPSによると、「生物多様性の喪失」が世界にとって重大な脅威になると予測される時期については、2年から5年との回答が13.5%、5年から10年との回答が27.0%となっている（グローバルリスク報告書2022年版25頁）。
- * 2 GRPSによると、国際的な「生物多様性の保全」の取り組みの現状について、未着手との認識が10%、初期段階との認識が67%となっている（グローバルリスク報告書2022年版27頁）。
- * 3 2030年までに陸と海の30%の保全を目指す目標（30by30目標）が生物多様性枠組の目標案として掲げられており、同枠組みは、2022年開催予定の生物多様性条約締約国会議で採択見込みとされている。
- * 4 2022年3月に最初のベータ版を公開した後、同年6月ベータ2版公開、同年10月ベータ3版公開、2023年2月ベータ4版公開、そして同年9月に最終勧告が予定されている。
- * 5 本川達雄著「生物多様性「私」から考える進化・遺伝・生態系」中央公論新社10頁
- * 6 前掲「生物多様性「私」から考える進化・遺伝・生態系」15～21頁
- * 7 World Economy Forum「自然関連リスクの増大：自然を取り巻く危機がビジネスや経済にとって重要である理由」8頁
- * 8 前掲「生物多様性「私」から考える進化・遺伝・生態系」22頁
- * 9 平成20年度環境白書・循環型社会白書第6章第1節
- * 10 前掲「生物多様性「私」から考える進化・遺伝・生態系」23頁
- * 11 生物多様性条約第2条と同じ定義。
- * 12 企業の非財務情報開示の対象となる重要課題（マテリアリティ）には財務マテリアリティと環境・社会マテリアリティの2種類がある。財務マテリアリティとは、環境・社会問題がいかに関係性に影響（リスク・機会双方を含む）を与えているかという観点からの重要課題であり、投資家・金融機関が特に関心を有しているとされる。他方、環境・社会マテリアリティとは、企業活動がいかに関係性に影響（正・負双方の影響を含む）を与えているかという観点からの重要課題であり、労働者・地域住民・消費者・NGOが特に関心を有しているとされる（高橋大祐著「重要概念・用語・法令で学ぶSDGs/ESG経営とルール活用戦略」商事法務20-21 85～86頁）。自然への依存関係は、自然・生物多様性が企業価値にどのような影響を与えるかという観点で重要課題を分析するものとして財務マテリアリティに該当し、自然への影響は企業活動がいかに関係性に影響を与えるかという観点で重要課題を分析するものとして環境・社会マテリアリティに該当すると思われる。環境・社会マテリアリティは財務マテリアリティにも影響を与える場合があり、マテリアリティは動的概念であるとして、両概念を包括した「ダイナミック・マテリアリティ」という考え方が推奨されているが（前掲「重要概念・用語・法令で学ぶSDGs/ESG経営とルール活用戦略」21-22 87頁）、TNFD提言書案もダイナミック・マテリアリティの考え方に基づき情報開示を推奨するものと解する。
- * 13 湿地の植物が高潮や暴風を和らげると考えられている。
- * 14 TNFD開示勧告案も、TCFD開示勧告と同様、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4分野を対象とするが、開示項目についてはTCFD開示勧告の11項目に、「⑥完全性の低い生態系、重要性の高い生態系、水ストレスがある地域と組織との相互作用」が加えられ、12項目となっている。加えられた⑥は、企業が、完全性の低い生態系や重要性の高い生態系、水ストレスがある地域と関わりを持つ場合に、その影響について開示を求めるものである。
- * 15 例えば、2015年にWWF ジャパンが東京証券取引所第一部上場企業（国内株）計1,818社を対象に生物多様性への取り組みを勝手に評価した「ビジネスと生物多様性 勝手にアワード」において、キリンホールディングス、花王、リコー、イオン、三井住友トラスト・ホールディングス、不二製油、三菱製紙、日本板硝子、鹿島建設の8社が先進的取組企業として表彰されたり、英国NGOのCDPが世界の企業の環境に関する開示や取り組みを調査して評価した2021年度のレポートにおいて、日本企業としては、花王・不二製油の2社が、気候変動、水資源保護、森林保全の3分野において、最上位評価のAリスト入りし、また、環境省が30by30目標に係る先駆的な取り組みを促し発信するために発足した有志連合（30by30アライアンス）には、本年8月4日時点で既に148企業が参加している。
- * 16 影響を最も受けるのは、自然への依存度が高い三大産業たる建設業、農業、食品・飲料と想定される。
- * 17 「CDP フォレストレポート2021：日本版」13頁
- * 18 GLASS LEWIS「2021 PROXY PAPER GUIDELINES AN OVERVIEW OF GLASS LEWIS APPROACH TO PROXY ADVICE JAPAN日本語版」8頁